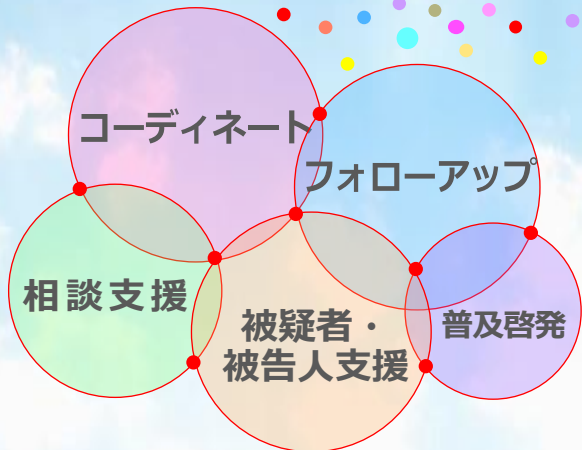


地域生活定着支援センターと保護観察所が協働して、矯正施設を退所する障がい者や高齢者の社会復帰を支援するとともに、福祉的支援が必要な被疑者・被告人の釈放後の生活が安定するよう、地域福祉につなぎます。

これまで司法と福祉が連携する仕組みが整っていなかったため、罪を償い矯正施設を出て再発しようとしても、頼れる人がなく相談する術もなく、自力で福祉サービスにたどり着くことができずに孤立し、再び罪を犯してしまう障がい者や高齢者の存在がありました。また、被疑者・被告人の段階で必要な福祉支援につなげることができず、地域で暮らしていながらもその存在を見逃されていた人たちがいました。

これを踏まえ、2009年7月、司法と福祉の架け橋として「地域生活定着支援センター」が制度化され、各都道府県に設置されました。長野県では2012年4月1日に長野県社会福祉士会が県の委託を受け、その業務に当たっています。

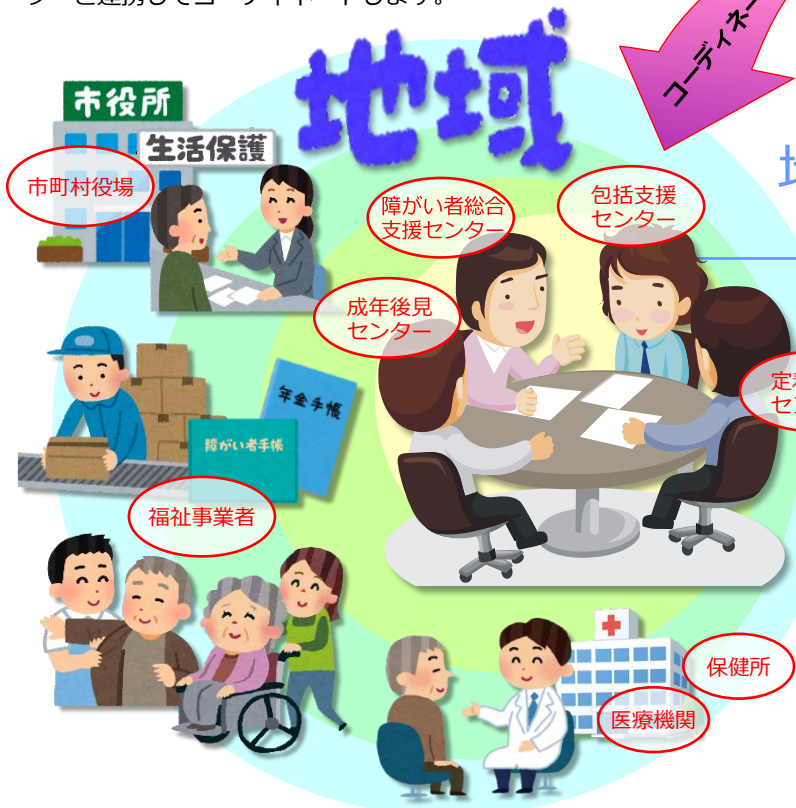
### 定着支援センターの5つの業務



## 矯正施設退所後の地域生活を見据えて入所中からコーディネートします。

保護観察所、矯正施設、定着支援センターが協働して、矯正施設に入所している障がい者や高齢者の社会復帰を支援します。具体的には、地域での支援体制づくり（福祉、医療、保健、行政など）、退所後の住まいの確保（アパートや施設など）、生活する上で必要となる介護保険・障害福祉サービスや生活保護などの各種サービスの利用に向けて準備をします。

本人が他都道府県に帰住する場合は、当該地の定着支援センターと連携してコーディネートします。



## 地域での生活が続くようにフォローアップします。

地域移行後の生活が安定するまでの期間は、適宜に生活状況を確認し、必要があれば本人との面談や助言などを行います。また、支援会議への参加や関係者への助言など、必要な支援や協力をします。



## 被疑者・被告人を福祉につなぎます。

刑事司法手続きの段階にある被疑者・被告人などの中で、特に福祉的支援が必要だと考えられる方に対して、身柄釈放後の地域生活が安定して継続できるよう、検察官や保護観察所、弁護士等と連携して、速やかに必要な福祉サービスにつなぎます。



## 支援方針

■■■「地域共生社会」を念頭におき、本人の意思や主体性を最大限に尊重し、誠意をもって懇切丁寧に支援します。

■■■本人の心身の状況やニーズ、各種サービスに係る利用状況、活用可能な社会資源の状況等を十分に踏まえて支援します。

■■■地域での自立した日常生活の実現に向け、必要な福祉サービスが計画的かつ継続的に利用できるよう支援します。

■■■地域と連携しながら既存の福祉サービス等と一体的に取り組み、途切れない支援を目指します。

■■■犯罪歴等の情報を含め、本人や家族、および関係者の個人情報を厳重に管理し、プライバシーの保護に万全の注意を払います。

## 特別調整の対象となる方

原則として以下の①から⑥のすべての要件に当てはまる方が対象となります。

- ① 矯正施設（刑務所、少年院）に収容されている高齢者（概ね65歳以上）、または障がい者（身体・知的・精神）。
- ② 釈放後の住居がない。
- ③ 釈放後に健全な生活を営む上で、福祉サービスを受ける必要がある。
- ④ 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当である。
- ⑤ 特別調整の対象となることを希望している。
- ⑥ 特別調整の実施に必要な個人情報を、公共の福祉機関等に提供することに同意している。



### 公益社団法人 長野県社会福祉士会 長野県地域生活定着支援センター

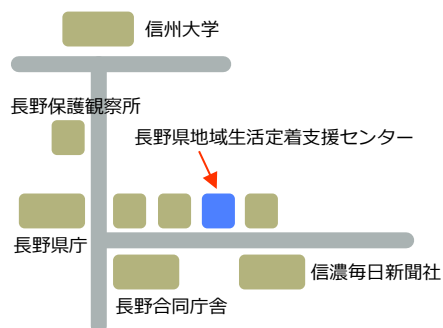
〒380-0836

長野県長野市南県町685-2長野県食糧会館6F  
公益社団法人 長野県社会福祉士会 内

開所 ▶ 月～金 9:00～17:15（土日祝日は除く）

TEL ▶ 026-217-0510 FAX ▶ 026-266-0339

E-mail ▶ teichaku-nacsw@iaa.itkeeper.ne.jp



# 長野県地域生活 定着支援センター

公益社団法人 長野県社会福祉士会